

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成24年6月7日(2012.6.7)

【公表番号】特表2011-523872(P2011-523872A)

【公表日】平成23年8月25日(2011.8.25)

【年通号数】公開・登録公報2011-034

【出願番号】特願2011-512784(P2011-512784)

【国際特許分類】

A 6 1 C 13/007 (2006.01)

A 6 1 C 13/01 (2006.01)

A 6 1 C 9/00 (2006.01)

A 6 1 C 13/10 (2006.01)

【F I】

A 6 1 C 13/00 D

A 6 1 C 13/01

A 6 1 C 9/00 A

A 6 1 C 13/10

【手続補正書】

【提出日】平成24年3月30日(2012.3.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

義歯の歯列弓の硬質支持体であって、該支持体は、歯列弓の湾曲に実質的に従うように湾曲させられる硬質長尺状部材を含み、前記長尺状部材の前方領域は、略後犬歯領域において該長尺状部材の後方領域に変形し、第2小白歯領域から大臼歯領域までより水平形態になるように平坦にされることを特徴とする支持体。

【請求項2】

前記長尺状部材は、金属材料、チタン、ステンレス鋼、高炭素鋼、金属合金、セラミックス、炭素繊維、少なくとも一つのポリマー、及び繊維複合材料、のうちの一つから作られることを特徴とする請求項1に記載の支持体。

【請求項3】

前記長尺状部材の前部即ち前方領域の表面は、該長尺状部材の後部即ち後方領域の表面と略直交することを特徴とする請求項1又は2に記載の支持体。

【請求項4】

前記長尺状部材は、前記前方領域および各後方領域の間に、移行領域を有することを特徴とする請求項1～3の何れか一項に記載の支持体。

【請求項5】

前記移行領域は、前記前方領域および各後方領域の間に捩れ又は平坦領域を有することを特徴とする請求項4に記載の支持体。

【請求項6】

前記長尺状部材の表面は、前記歯列弓の人工歯の表面と実質的に平行であることを特徴とする請求項1～5の何れか一項に記載の支持体。

【請求項7】

前記長尺状部材の前方領域の表面は、前記歯列弓の人工切歯の1又はそれ以上の前面と

実質的に平行であることを特徴とする請求項 1 ~ 6 の何れか一項に記載の支持体。

【請求項 8】

前記長尺状部材の後方領域の表面は、歯列弓における人工大臼歯及び人工小臼歯のうちの少なくとも一方の 1 又は複数の咬合面と実質的に平行であることを特徴とする請求項 1 ~ 7 の何れか一項に記載の支持体。

【請求項 9】

前記支持体は、歯列弓の形状及び寸法の少なくとも一方の範囲内で提供されることを特徴とする請求項 1 ~ 8 の何れか一項に記載の支持体。

【請求項 10】

前記長尺状部材は、第 1 および第 2 大臼歯後方領域の略下方で、実質的に水平な平坦領域を含むことを特徴とする請求項 1 ~ 9 の何れか一項に記載の支持体。

【請求項 11】

各後方領域は、模様付面を含むことを特徴とする請求項 1 ~ 10 の何れか一項に記載の支持体。

【請求項 12】

前記長尺状部材を貫通する 1 個又はそれ以上の孔を含むことを特徴とする請求項 1 ~ 1 の何れか一項に記載の支持体。

【請求項 13】

前記支持体の少なくとも 2 部品の間に少なくとも 1 個の継手を含むことを特徴とする請求項 1 ~ 12 の何れか一項に記載の支持体。

【請求項 14】

前記少なくとも 1 個の継手は、前記支持体の前方領域の略中心に設けられることを特徴とする請求項 13 に記載の支持体。

【請求項 15】

前記少なくとも 1 個の継手は、前記支持体の少なくとも一方の後方領域に設けられることを特徴とする請求項 13 に記載の支持体。

【請求項 16】

前記支持体の左側後方領域の継手と、右側後方領域の継手と、前方領域の継手とを含むことを特徴とする請求項 13 に記載の支持体。

【請求項 17】

前記支持体に取り付けられる少なくとも 1 個の人工歯を含むことを特徴とする請求項 1 ~ 16 の何れか一項に記載の支持体。

【請求項 18】

前記少なくとも 1 個の人工歯は、前記支持体にクリップ留めされることを特徴とする請求項 17 に記載の支持体。

【請求項 19】

前記少なくとも 1 個の人工歯は、人工歯茎の領域を含むクリップ式ユニットの一部であることを特徴とする請求項 17 に記載の支持体。

【請求項 20】

前記クリップ式ユニットは、前方ユニット又は後方ユニットであることを特徴とする請求項 19 に記載の支持体。

【請求項 21】

前記支持体に固定される 1 個又はそれ以上の人工歯と、クリップ式人工歯、又は少なくとも 1 個の人工歯および人工歯茎領域を含むクリップ式ユニットを取り付けるための 1 又はそれ以上の空間とを含むことを特徴とする請求項 1 ~ 16 の何れか一項に記載の支持体。

【請求項 22】

前記少なくとも 1 個の人工歯は、前記長尺状部材に取り外し不能に取り付けられることを特徴とする請求項 17 に記載の支持体。

【請求項 23】

前記少なくとも1個の人工歯は、前記長尺状部材に調節可能に取り付けられることを特徴とする請求項17に記載の支持体。

【請求項24】

前記少なくとも1個の人工歯は、該人工歯の夫々の後部への取付けのために、前記長尺状部材の孔を貫通する固定具を介して、該長尺状部材に取り付けられることを特徴とする請求項23に記載の支持体。

【請求項25】

前記人工歯の夫々の後部は、前記固定具の端部の係合のために凹部を有することを特徴とする請求項24に記載の支持体。

【請求項26】

前記人工歯の夫々の後部は、前記固定具の端部にある雌ソケットによる係合のための雄突起を有することを特徴とする請求項24に記載の支持体。

【請求項27】

前記少なくとも1個の人工歯の垂直位置及び水平位置のいずれか一方又は両方は、前記孔に対して調整可能であることを特徴とする請求項24に記載の支持体。

【請求項28】

前記長尺状部材に対する前記少なくとも1個の人工歯の切歯傾斜角は調整可能であることを特徴とする請求項24に記載の支持体。

【請求項29】

少なくとも1個の継手が、

貫通する豆形孔を含む突起を有する、前記支持体の第1部分と、

前記豆形状突起を受入れるために豆形凹部を有する、前記支持体の第2部分と、

前記突起の豆形孔および前記凹部の孔を貫通するピンと、を含み、該ピンの周りを、单一平面内において、前記第1部分は前記第2部分に対して枢動し得ることを特徴とする請求項13～16の何れか一項に記載の支持体。

【請求項30】

前記豆形孔および前記豆形突起の間に3つの接点を有することを特徴とする請求項29に記載の支持体。

【請求項31】

少なくとも1個の継手が、

突起を有する、前記支持体の第1部分と、

前記第1部分の突起を受入れると共に同突起と係合する凹部を有する、前記支持体の第2部分と、を含み、該凹部は該第1部分および該第2部分の間における相対移動を許容することを特徴とする請求項13～16の何れか一項に記載の支持体。